

## 1. 保険医療機関の指定を受けている旨の掲示

当院は保険医療機関の指定を受けています。

### ●中国四国厚生局へ届出を行っている届出項目一覧

当院は、厚生労働大臣が定める以下の施設基準に適合し、中国四国厚生局長に届出を行って診療を行っています。

- ・ 院内トリアージ実施料
- ・ ニコチン依存症管理料
- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・ 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・ 心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算

## 2. 算定要件において掲示内容が具体的に示されているもの

### ●明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を推進する観点から、診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しています。明細書の発行を希望されない方は、受付へその旨をお申し出ください。

### ●医療情報取得加算

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、オンライン資格確認で得た情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他の必要な診療情報）を医師が診察室や処置室で確認しできる体制を整備し、診療に活用します。

### ●一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。一般名処方（薬剤の商品名ではなく有効成分を処方箋に記載すること）によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、必要な医薬品が提供しやすくなります。医薬品の供給状況を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を十分に説明します。

### ●情報通信機器を用いた診療

初診は原則として対面での診療を行う必要があります。情報通信機器を用いた診療に置いては向精神病薬の処方はいけません。

### ●生活習慣病管理料（Ⅰ）・（Ⅱ）

脂質異常症、高血圧症、糖尿病を主病とする患者様に対し、治療計画を策定の上、生活習慣に関する総合的な治療管理を行います。患者さんの状態に応じ、28日以上処方やリフィル処方箋の発行を行う場合があります。

### ●院内トリアージ実施料

受診者の皆さまの緊急度に応じた適切な医療を提供するため、院内トリアージを実施しています。これに伴い、院内トリアージ実施料（300点）を算定させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

実施時間帯（トリアージの対象となる時間）は平日：18:00以降、土曜：12:00以降、日曜・祝日：終日となります。

予約・受付順ではなく、症状の緊急度によって診察順が前後することがあります。また重症の方を優先するため、待ち時間が長くなる場合があります。

